

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項の許可 十九 二十八（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第二十四条、第三十条、第三 十七条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項、第五十二条</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八（略）</p> <p>十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号） 第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可 十九 二十八（略）</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ る法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。） に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従 前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す る工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の 規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの を含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第 十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条</p>

第五十五条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六

十六条及び第七十一条第一項

二十〇三十七 (略)

2・3 (略)

二十〇三十七 (略)

2・3 (略)